(二)　国家戦略特別区域会議は、(一)の規定による求めをしようとする場合には、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該求めに係る区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成し、内閣総理大臣に提出することとした。この場合において、国家戦略特別区域会議は、当該案に国家戦略特別区域法第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たっては、当該求めに係る先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならないこととした。

(三)　(一)の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表することとしたほか、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置についての検討を行うよう要請等をすることとした。

7　国家戦略特別区域諮問会議の所掌事務の追加

国家戦略特別区域諮問会議は、新たな規制の特例措置の求めに関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとした。（第三〇条関係）

8　情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助

国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととした。（第三七条の八関係）

9　施行期日等

(一)　政府は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図ることの重要性に鑑み、データ連携基盤の整備の状況及び先端的技術利用事業活動の実施状況を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内を目途として、同一の種類の先端的技術利用事業活動が異なる二以上のデータ連携基盤からデータの提供を受けて実施される場合において当該先端的技術利用事業活動の円滑かつ効果的な実施を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第二条関係）

(二)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（改正法附則第三条及び第四条関係）

(三)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇森林組合法の一部を改正する法律（法律第三五号）（農林水産省）

1　組合間の多様な連携手法の導入

(一)　森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）が販売事業、購買事業等の一部の譲渡をするには総会の決議を、事業の全部の譲渡又は販売事業、購買事業等の全部の譲渡をするには総会の特別決議を経なければならないものとした。（第六一条第一項、第六三条、第一〇七条及び第一〇九条第三項関係）

(二)　森林組合はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させること（以下この(二)において「吸収分割」という。）ができるものとし、総会における吸収分割の手続等について定めるものとした。（第八八条の二～第八八条の九関係）

(三)　森林組合連合会はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の森林組合連合会に承継させること（以下この(三)において「吸収分割」という。）ができるものとし、総会における吸収分割契約の承認、行政庁の認可その他の吸収分割の手続等について定めるものとした。（第一〇八条の一二～第一〇八条の一九関係）

2　正組合員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であって、当該個人が所有している森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組合員となる資格を有するものとした。（第二七条第一項第一号関係）

3　事業の執行体制の強化

(一)　組合員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあっては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないものとした。（第四四条第一〇項及び第一〇九条第三項関係）

(二)　組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとした。（第四四条第一一項及び第一〇九条第三項関係）

(三)　組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとした。（第四条関係）

4　その他

(一)　専用契約に関する規定について廃止するものとした。（旧第三四条及び第一一六条関係）

(二)　組合等の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者が当該組合等の理事等になってはならないものとする規定について廃止するものとした。（旧第五七条及び第一〇六条関係）

(三)　出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続において、議決の日から二週間以内に行わなければならない財産目録及び貸借対照表の作成について不要とすることその他所要の措置を講ずるものとした。（第六六条第一項及び第二項、第八四条第四項等関係）

(四)　罰則規定の整備その他所要の規定の整備を行うものとした。

5　施行期日等

(一)　この法律の施行の際現に存する組合等については、3の(一)及び(二)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとした。（附則第三条関係）

(二)　この法律は、令和三年四月一日から施行するものとした。

## ◇持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（法律第三六号）（国土交通省）

1　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正関係

(一)　この法律は、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成に関する措置及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置等について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）